





## 成人おめでとう

### 夏の成人式終る

これまで1月15日に行なわれていた成人式は、時期的にみてすけそう漁などの繁忙期にあることや新生活運動の観点からも8月15日に成人式を行なうこととなってから今年で3年目になります。

この日成人対象者は村内で84名で村役場大会議室において行なわ

れ、教育委員長、村長、議長の祝辞のあと、新成人を代表して字鹿部岩島隆君と佐藤悦子さんが「成人誓いのことば」を朗読、成人としての責任ある行動と、次代を担う使命を誓って式典が終了、その後、会場を大沼に移し、ボーリング大会で汗を流しました。

### 成人式を迎えて

漁協・字宮浜 川村 澄子

8月15日私もやっと20才、これで酒もタバコもと思いきや、私は女の子そうもいきませんね。だったら何をしたらいいのか？20才になったんだもの何かしなくてはと気ばかり焦って何も思いつかないんです。成人式を迎えたか



らって今までの生き方や考え方をすぐ変える事は出来ないと思いま

す。今、私は仕事の他に青年団の一員として活動しています。最初はただ何んとか誘われるままに入ったのに今この活動は私の生活の一部になりつつあります。同じ年代の青年が集まりお互いに意見の交換をし合い時にはスポーツで汗を流し時には何かの目標に

向かって力を合せ成功を喜び合う、そして自分達の力だけで出来たという満足感、すばらしい青春だと思います。1年前までの私は仕事が終り家に帰ってただ何んとか1日を過す、そういう毎日でした。それが今活動に参加している事で悔のない青春を過せるという自信

を持っています。ですからあまり20才になったんだという事にこだわらず今現在の生活を大事にするとともに勇気と自信をもって目標に向かって前進する事が今成人式を迎えた私の気持ちです。

## 大人としての責任を感じる

消防・字本別 木村 修

今、急に成人を向えたところで当然大人の気分というもの、わかるはずがありません。何年も前に成人を向えられた人から見ると私はまだまだ子供にすぎないので、これからの人生に対しどのような考え方をもって大人の仲間入りをしたらよいかこれからの自分の目標にしなければなりません。レジャーを楽しんでいるときもどのような行動をしているか自分ではわからなくても周囲の人々が見ているはず。そのような世の中になっている現在たとえ自分の町を離れていても行動、身のふるまいだけは十分に気をつけなければなりません。毎年行なっている成人式私達の第2の人生に大きな夢と希望を与えてくれるものであります。成人を向えると第1に選挙権があります。選挙は私達の意見を国政に反映させるための代表者

をきめる重大な権利です。私達の不注意からこの選挙に投票できなくなることがあります。せっかく与えられた権利を大切にしていきたいものです。これからの自分は自分がつくりだすものでありこれまでの自分を一步離れた場所からみつめてみるとこれからの行動に



は常に責任がつきまといま。良く考え青年らしい行動に勇気をもって実行していきたいと思いま。

## 成人にあたって

漁協・字鹿部 佐藤 悦子

「成人式おめでとう」って、前にはよく先輩達に言った言葉なのにいざ自分が、おめでとうって、言われて見てもなんとなく、自分に言われてる気がしない。考えてみると、この20年間もの間に私はいろいろなことをしてきたつもりでも何一つ自信を持ってなかった気がする。こうして、もう20才に



なり成人式を向えた日と同時に自分に勇気を与え、そして、反対に不安な気持ちだけが頭に、うかび出てくることだけでした。



#### ▷48年度ミンク飼育事業特別会計補正予算

ミンク飼育事業特別会計予算に歳入歳出それぞれ105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,917千円としました。

#### (歳入)

寄附金 105千円追加  
(ミンク生産販売組合寄附金105千円追加)

#### (歳出)

飼育費 105千円追加  
(ミンク視察研修旅費105千円追加)

#### ▷村議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定

村議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例中、「日当」及び「宿泊料」について改正されたものです。

#### ▷村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、議長、副議長、常任委員長及び議員の三段階にわけ、1日の日当、宿泊料などを改正したものです。

#### ▷村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

同条例中、非常勤特別職職員の費用弁償の一部を改正したもので、条例に定められている「教育委員」「監査委員」「選挙管理委員」「固定資産評価審査委員」「社会教育委員」「公民館運営委員」「国民健康保険運営協議会委員」「体育指導委員」「青少年問題協議会委員」「学校給食センター運営協議会委員」「公営住宅入居者選考委員」「学校医、学校歯科医」「その他定められている委員など」各委員の日当、宿泊料などが改正されました。

#### ▷村特別職の職員の給与に関する条例を改正する条例の制定

同条例中、村長、助役、収入役の特別職職員の旅費をそれぞれ職別に改正されたものです。

#### ▷村教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定

同条例中、鹿部村教育長の旅費について改正されたものです。

#### ▷村消防団条例の一部を改正する条例の制定

同条例中、消防団員の旅費を各職名別に改正したものです。

#### ▷職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定

鹿部村職員の旅費に関する条例中、職員が勤続2年以上の職員が死亡した時その職員の遺族が死亡した日の習日から3ヶ月以内にその居住地を出発して帰任したときその遺族に支給される旅費の項を削り、さらに職員の旅費を改正、職員が赴任する場合の移転料の改正をしたものです。さらに各等級別に日当宿泊の旅費を改正しました。

(以上の各旅費及び費用弁償の改正について、それぞれ48年10月1日より適用されます)

#### ▷鹿部村土地開発公社の設立について

公有地の拡大の推進に関する法律が昭和47年できてから、住宅地域として無秩序に転売されていることは、村開発上の障害となっていることで、村の開発計画の実現するために用地の確保は必要条件であり、同法律に規定する用地取得を目的として土地開発公社設立の議決をしました。

#### ▷鹿部村重度心身障害者及び母子家庭等児童の医療費の給付に関する条例の制定

同条例は重度の心身障害者と母子家庭などの児童に対して、

医療費の一部を給付することによって、保健の向上に資することと、福祉の増進を図ることを目的として制定されたもので48年10月1日より施行されます。

#### ▷財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定

同条例中、第1条(趣旨の規定をしたこと)、第2条(財政事情説明書の公表の時期を毎年3月1日及び9月1日に行なうとされていたものを、4月1日から9月30日までの期間のものを11月末日までに、11月1日～翌年3月31日までの期間のものを5月未までに公表することとした。)第3条(財政事情説明書の内容を①歳入歳出予算の執行状況、②財産、地方債及び一時借入金の現在高、③その他村長において必要と認める事項としました。)、第4条(財政事情説明書の公表は、公告式条例による掲示場に掲示して行なう他、村広報に登載して行なうことができることとしたことと、同説明書は公示の日から1年間、村長が指定した場所で閲覧を請求できるものを6ヶ月間としたこと。)第5条(現行条例中第6条に規定する説明書の作成及び公表の手續に関し、村長が必要な事項を定めることと

し、見出しとして(委任)を附し、第6条を第5条としました。

#### ▷村税条例の一部を改正する条例

同条例中各条文番号の整備を行なったもので内容においてはそのままです。

#### ▷村道路線の認定

字本別道々との交差点より、字本別と砂原町との村界までの旧道約4.2kmの区間を道路法により村道路線として認定したものです。

#### ▷渡島支庁管内公安委員会規約の変更

渡島支庁管内各町村及び一部事務組合で設置している公安委員会規約中、木古内町長が死亡したことにより事務局を福島町とした規約の変更です。

#### [諮問]

#### ▷人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法第6条の規定により、次の者を人権擁護委員として推薦したいとして、議会の意見を求め同議会の同意を得ました。

茅部郡鹿部村字本別149

川村太一

(大正12年9月13日生)



## ガン(胃)の早期発見を!

### 胃集団検診実施のお知らせ

日時 11月6日午前6時~10時

場所 宮浜生活館

費用 200円(村1,000円負担)

申込〆切 10月31日

申込先 役場民生課へ検診料を添えて

## 第5次漁業 センサスに協力を

(48年11月1日で漁家を対象に)

農林省所管の第5次漁業センサスが、きたる11月1日を期して全国一斉に実施されます。

このセンサスは、5年ごとに実施され、昭和23年度に第1回目が行なわれて、今年は5回目にあたります。

漁業センサスは全国津々浦々にある漁業を営む世帯と、団体および漁業従事者世帯すべてを調査するいわば漁業の国勢調査ともいべきもので調査したことがらは、漁業地区、市町村、都道府県、

全国ごとにまとめられ、国や都道府県、市町村が水産行政を行なうための基礎資料として利用される重要な調査であります。

この調査は、すでにご承知のとおり8月1日現在で準備調査として、調査員が各世帯を巡回して調査した中から、漁家および漁業団体としてチェックされた漁家などを対象としています。

調査日には、調査員が対象の世帯および団体を訪問し、調査を行ないますので協力をお願いします。

## 郷土史発刊にご協力を

古い写真、調度品、  
絵画書物などの提供  
を望みます。

村史は昭和46年に村史編集委員会を設け、3ヶ年計画をもってその編集にのり出しましたが、明治大正、昭和、さらにそれ以前の古い写真や手まわり品、書物、絵画などの収集に困っています。

これまで古代から明治初期までが書きあげられております。

村史編集のため、各家庭に古くから使用、保存されている写真、調度品(日常使用していた家具類、漁具など)、書物、絵画などがありましたら一時借用又は提供方お願いいたします。

▷写真各種(明治大正期より現在までのもの。)

(1)自然(山岳=特に駒ヶ岳噴火等も)・林野・田畑・海湾・風景)

(2)産業(生産作業実況を含む、般舟・漁具・農具・工業具等)

(3)市街(建造物の時代的変遷を見られるもの)

(4)建物(役場、学校、工場、発電所、鉱山、温泉、社寺、民家、漁協(荷捌場)など)

(5)風俗(時代住民風俗・年中行事・日常使用具など)

※これらのものは1枚写真の外に印刷写真でもよろしいです。

▷鹿部村勢要覧

(村の産業、人口など当時のすう勢が載った村勢要覧) 既刊1号よりのもの

漁業生産数量統計表(魚種、藩類、)…明治(初期・中期・後期の三次)・大正(中期・後期の二次)昭和(10年頃・20年頃・30年頃・40年頃・現在)

▷明治以後の主要なる表彰者

明治以後、国・道・村・その他団体などから表彰を受けたことのある人で、氏名、住所、功績略記・表彰年月日などをご連絡下さい。

▷寄贈又は借用先

村役場内 鹿部村教育委員会まで

▷借用したものは必ずお返しいたします。

▷〆切り日

一応本年度が発刊年となっておりますので印刷等の期間もありません。11月末日までとします。

## 10月は自動車税(第2期分) の納期です

自動車税は、5月と10月の2回に分けて納めることになっており、今月は第2期分の納期です。

▷納期は…10月31日までです

(最寄りの金融機関または郵便局で納めて下さい)

▷納税証明書は…車検を受けるときに必要です。紛失で再交付を受けるには余分な手数料がかかりますので大切に保管しましょう。)

# 文化祭実行委員で検討

## 48年文化祭…幼稚園落成記念として

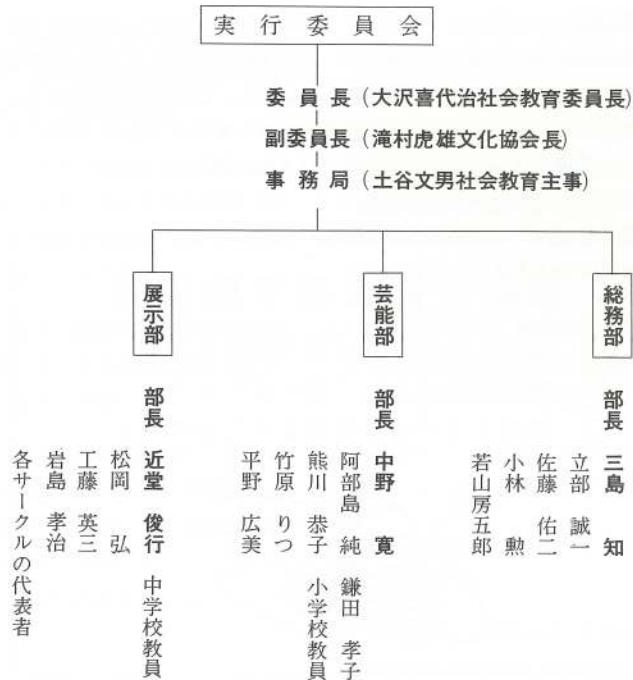
48年度鹿部村文化祭は、次のとおり文化祭実行委員会の中で日程及び委員会の構成などをきめ、実施することとなりました。

今年の文化祭は、実施時期をずらし、村立幼稚園の落成記念行事の一つとして予定することとなりましたので、後日、くわしい内容についてお知らせしますが、出品

作品は、今から用意しておいて下さい。

- ▷ **実施予定時期** 49年2月上旬の予定
- ▷ **場 所** 鹿部村立幼稚園
- ▷ **主 催** 鹿部村
- ▷ **実施主体** 文化祭実行委員
- ▷ **内 容** 作品展示、芸能発表

### ▷ 実行委員会の構成



# 交通安全をみんなの願いとして

交通事故の発生は、昭和45年をピークとして、総体的には減少の傾向を示しております。

今年1月から5月までの交通事故発生件数は9.4%減、死者は2.0%減、負傷者は11.1%減で昨年同期に比べていずれも減少しております。しかし、残念なことに小学生層が45.6%増、幼児層 2.3%増

と小学生以下の低年齢層の死亡事故は増加しており、また老人(60歳以上)の死亡事故についても1.5%増と増加しているが目立ちます。さらに昨年の交通事故発生状況についてみると、前年に比較して老人の死亡事故は、やや減少しておりますが、小学生以下の幼児層の死亡事故が増加しております。

このような実情から、歩行者、とくに幼児および小学校低学年児童ならびに老人の事故防止を重点とした運動を展開しておりますので、1人りでも悲惨な事故にあわないよう家庭ぐるみで注意をしましょう。

## ◎青色申告のすすめ

所得税は、自分で所得や税額を計算して、申告し、納税する申告納税制度をたてまえてあります。

そこで、毎日の取引を帳簿につけ、正確に所得や税額の申告をする人には、所得の計算の面などでいろいろ有利な取扱いをすることになっているのが青色申告制度です。

まだ青色申告をしていない人のために、青色申告の特典や手続き等について説明しましょう。

### ◀ 青色申告の特典 ▶

たくさんの特典のなかで一般に関係の深いものとして

1. 青色申告控除

青色申告をしている人で『みなし法人課税』を選択した人以外は、通常年間10万円が控除されます。

2. 青色専従者給与

青色申告者と生計をいっしょにしている家族で、もっぱら事業に従事している人に支払った給与は必要経費になります。

○ 青色申告をすると税金はどのくらい安くなるか

昭和48年分の所得金額が200万円専従者給与84万円(妻と長男)、年末の売掛金50万円、たな卸資産120万円、扶養親族は子供2人の場合、所得税や事業税、住民税を合わせると、約7万7千円となり、青色申告をしていない人に比べ約14万9千円も安くなります。

3. みなし法人課税

この方法を選択すると、事業主が事業から受ける報酬は給与所得となり、法人の場合とほぼ同じ課税方法となります。

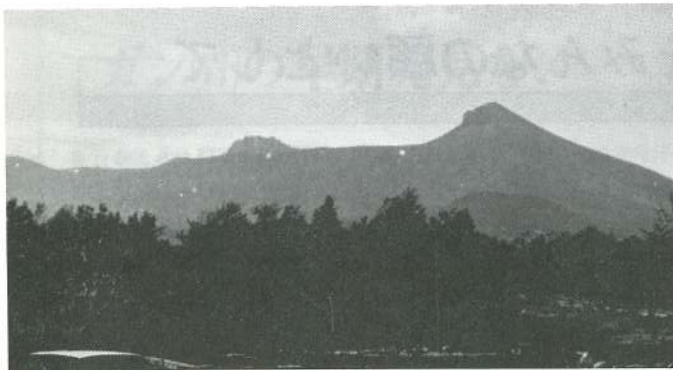
### ◀ 青色申告の手続 ▶

事業所得、不動産所得、山林所得があり、新しく青色申告をしようとする人は、その年の3月15日(その年の2月16日以後に開業した人は、開業の日から1ヶ月以内)まで『青色申告承認申請書』を、税務署に提出しなければなりません。

### ◀ 記帳などの相談 ▶

帳簿のつけ方や決算のしかたなどわからないときには、気軽に税務署または商工会議所、商工会のなかにある税務指導所などに相談してください。





## カヤベヌプリ物語を紹介します

北海道駒ヶ岳にまつわる  
ふしぎなお話  
だあれも知らない

### むかしのお話

「カヤベヌプリ物語」は、函館在住のドイツ婦人アイトリンデ・ユストさんが、鹿部村西角にそびえたつ駒ヶ岳（カヤベヌプリ）の自然の美しさに魅せられ、そこから発想された物語をもとに、函館在住の画家瀬戸英樹氏（新製作協会会友・全道美術協会会友）および詩人の鶴川章子氏（北海道詩人協会会員）の協力によって製作されたもので、幼児、小学生（低学年）向けの内容で31ページ講談社より発行され、遠くドイツ、イギリス、フランスの諸外国向けに翻訳されております。

鹿部から見える駒ヶ岳は、物語

の中に出てくる駒ヶ岳の暴君の顔城のかたちに良く似ています。この本の紹介のため、村では観光



出版された「カヤベヌプリ」

宣伝、看板の作成などをすゝめており、新しい観光資源となるよう、皆さんも広く村外の方々に宣伝して下さい。

次号の広報でこの物語を掲載いたします。

## 火災に万全を期す

### 消防団秋季演習終る

これまでの本道の火災発生件数は、昨年は2,631件、死者122名、負傷者471名に達し、全国的にみても6番目と非常に多い件数です。ことしは、昨年同期に比べ現在のところ、出火件数、焼死者ともやや増加の傾向が見られます。しかし、本道は、これから暖房器具を使用する季節となり、年間でも最も出火率の高い時期を迎えることとなります。

私達はいっそう心を引き締めて火災予防に万全を期しましょう。

秋の火災予防運動に先がけ、本村消防団の秋季消防演習が10月2日午後1時より鹿部中学校グラウンドに於て行なわれました。

団員の皆さんは、日頃の訓練によって、きびきびとした小隊訓練放水訓練（玉落し競技）を見せ、火災消防に万全を期すため、この日の演習を終りました。

火災予防は単に消防団のみならず、各家庭、個人がそれぞれ注意をしなければなりません。

10月15日～30日までの運動期間ははじまります。

この運動の趣旨をご理解の上ご力下さい。



48年秋季消防演習（玉落し競技）

## 川にのぼっているサケ・マスは 捕獲禁止です

川にのぼっているサケ・マスは捕獲の許可がないかぎり、いかなる理由があっても捕獲することは周年禁止されています。もし、捕獲した場合は密漁となり、北海道内水面漁業調整規則第

30条により「密漁した場合は6ヶ月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」罰せられますので絶対に捕獲しないよう注意いたします。

### 秋の全道火災予防運動

- たばこの投げすてはやめましょう。
- 暖房器具は正しく使いましょう。
- 旅館などでは非常口をたしかめて。



こうほう しかべ

## 国の税金について

### ◎おわかりにならないことや、お困りのことは

税務相談室、函館分室へ

国税についてのいろいろな相談や苦情を受けるために、札幌国税局では税務相談室、函館分室を設けました。

国税について、おわかりにならないことや、お困りのことがありましたらご遠慮なくご利用ください。

匿名で相談ができ、料金はいつでも無料です。

### ◎相談の受付は

毎日（祝祭日・日曜日を除く）  
午前9時～午後5時まで（土曜日  
は12時30分まで）

### ◎国税のことならどんな相談でも結構です。

申告所得税、源泉所得税、法人税、相続税、贈与税、間接税、そ

## 住宅統計調査にご協力を

統計局住宅統計調査と北海道住宅統計調査が10月1日で実施されます。

この調査は昭和23年から5年ごとに全国一斉に行なわれ、今回で6回目にあたる国の基本統計調査の一つです。この調査の結果はわが国の住宅の実情を明らかにするものであり、国や都道府県が立案、実施する住宅建設計画、都市計画、地域開発計画、環境整備計画などの基礎資料として用いられます。この調査の範囲と対象は昭和45年度国勢調査区のうちから

抽出され、その調査区内にあるすべての住宅、住宅以外で人が居住する建物（寄宿舎、下宿屋、旅館宿泊所など）とそこに住んでいる世帯が調査の対象となります。

本村では昭和45年国勢調査区のうち、字宮浜（鹿部川～公住をのぞく山側小学校迄の区間と海岸線旧庄内宅までの間）字本別（本別川より出来潤入口手前）までの、2調査区がその対象となります。

同区域内居住のみなさん、本調査にご協力願います。

の他税に対する苦情のことなどどんな相談でも結構です。

### ◎相談は文書または電話でも結構です。

お忙しい方や遠いところの方のために当相談室函館分室では、専用の電話を用意して電話相談にも応じております。

電話 函館（0138）

23～4670（直通）

22～4131（内線88番）

所在地 函館市新川町26番6号  
函館税務署内

## 大麻を撲滅しよう

大麻は古くから麻糸の原料等として栽培されましたが、昭和23年に大麻取締法という法律が出来たので、現在では知事の許可をうけたものでなければ栽培をしたり、所持することができなくなり、これに違反すると徴役刑になります。

大麻には麻薬となる成分が含まれているため、このように特別な法律が定められたわけです。

最近では、道内産大麻を利用した吸引事犯が急激に増加しており、大きな社会問題になっております。森保健所がまとめた成績によりますと、昨年度抜き取り処分した本数は18万本、本年度もすでに30万本を処分しており、道内大麻除去

道内では毎年7,000人の方がいろいろな事情で家出をし

その内、行方のわからないままとなっている方が約1,400人もおります。

昭和38年以来1万数千人の行方が不明のままとなっておりますが、この中には不幸にも犯罪の被害を受けている方や、すでに死亡し身元がわからないまま無縁仏として葬むられている方もおります。

道警察では、このようなご不幸を少しでもなくしたいということから、毎年9月に行方不明者相談所を開設し、みなさんの相談を受け、道内はもとより全国的な特別調査をいたします。

『どこでどうして』と日夜

の重点地区に指定されているとのことです。

以上のことから、大麻を見つけた場合、次の点に注意をし、協力をお願いします。

▷大麻を発見したら、保健所又は役場に連絡してください。

その消息を案じて心をいためておられる方は、個人の名誉

と秘密は厳重に守りますので、遠慮なく次の日程によりおいで下さい。

## 行方不明者相談所の開設

### ▷相談の日時および場所

9月11日～

9月13日まで

函館市新川町25の13号

函館中央警察署

9月18日

桧山郡江差町字上野町

江差警察署

9月19日

山越郡長万部町字長万部

長万部警察官派出所

### 鹿部警察官駐在所

▷自分の敷地に自生していたら抜き取り、焼却又は埋却すること。

▷土地所有者が処分した場合、本数、処理結果を保健所に通報してください。

（森保健所管内衛生団体連合会）